

令和7年第2回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和7年2月26日)

召集年月日 令和7年2月26日(水)

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和7年2月26日 午後3時02分

閉会 令和7年2月26日 午後4時08分

出席委員(12名)

2番 松尾豊(会長)	3番 渡邊典子	4番 岩崎誠一
6番 森和哉	7番 谷口新市	8番 松尾光繁
9番 松井厚雄(職務代理)	10番 早川直助	11番 塩野鐘吉
12番 小原悟	13番 古池洋子	14番 國久博一

欠席委員(2名)

1番 細川正博	5番 桑田一広
---------	---------

出席事務局

次長 門野幸文	書記 木村光宏
	中塚淳子

提出議案

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)に関する意見等について

議案第7号 令和6年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について

報告台1号 事業報告(転用許可不要案件)について

次 長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和7年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、5番 桑田委員の2名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案1報告を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたく存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、令和7年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次 長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 6番 森委員さんと 11番 塩野委員さん

を指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。
議案第5号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇で不動産を営む〇〇〇〇氏が住宅2棟を建売分譲住宅として建設するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第1号資料説明)
資料4ページをご覧ください。資料のとおり、譲受人が当該農地に建売の分譲住宅を2棟建築するための転用申請です。
続いて資料7ページをご覧ください。現況写真のとおり、譲渡人が令和3年6月に当該農地に砂利を敷設したとして始末書が提出されています。
この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇〇から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって転用可能な農地となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松尾委員 はい、議長。
こちらは20日に谷口委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は〇〇〇〇〇から300m以内にあり、第3種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長　ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長　賛成全員でございますので、日程2 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 3]

議長　日程3 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に関する意見等について を議題いたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長　はい、議長。

議案第6号は、「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見等について」、農業経営基盤強化法第19条第6項に基づき、地域計画を定めるときは、あらかじめ、農業委員会等の意見を聴くこととなっておりますから、提出するものでございます。詳細は書記に説明させます。

木村書記　はい、議長。

本件は農業経営基盤強化促進法における地域計画策定のため、同法第18条の規定に基づき、各地域で開催されました協議の場における協議結果を踏まえて策定された地域計画案について、おおい町が同法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会に対し意見聴取を行うものでございます。

目標地図の素案については、農地台帳をもとに作成した現況地図、アンケート調査等を行い、昨年10月から11月にかけて各地区で行った協議の場での意向をもとに作成

しております。

地域計画は令和6年度末で策定されますが、内容につきましては、毎年見直しを行う予定となっております。

対象となる地域についてですが、先ほど一覧表をお配りさせていただきましたとおり、12地域に分けて作成しております。

まず、地域計画の様式について説明させていただきたいと思っております。

資料9ページをご覧ください。この様式につきましては、大項目の1 地域における農業の将来の在り方では、

(1) 地域計画の区域の状況について、(2) 地域農業の現状及び課題、(3) 地域における農業の将来の在り方といった現状と課題を記載することとなっております。

大項目の2では、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を、大項目3は、農業者及び区域内の関係者が大項目2の目標を達成するために取るべき必要な措置について記載しております。

大項目4は、地域内の農業を担う者の一覧となっております。

それでは地域計画概要一覧案で説明させていただきます。

こちらは、皆さんに事前にお送りさせていただきました地域計画の概要をまとめたものとなっております。

町全体といたしましては、いずれの地域も農業者の担い手不足が課題となっております。

またイノシシ、シカなどの獣害対策が課題となっております。

大飯地域では、昭和50年代に農地の基盤整備事業を実施して以降、農業用施設の老朽化が見られるとなっております。

それでは地域ごとに説明させていただきます。

1. 上佐分利地域、こちらは集落範囲を川上・三森・久保・安川・福谷・石山・佐畑としてございます。農用地等の面積につきましては125.4ヘクタール。地域の特色ですが、川上・三森・安川区は集落営農組織が、久保・福谷・石山・佐畑区は認定農業者が担い手となっております。特産価値として、キウイフルーツの生産拡大を図られることとなっております。

また、町内で唯一、畜産に取り組まれておる農家がおります。

2. 中佐分利地域、こちらは小車田・鹿野・笹谷・岡安区となっております。面積につきましては106.3ヘクタール。小車田・鹿野・笹谷区は、認定農業者の法人が担い手となっております。岡安は集落営農組織が担い手でございます。

また、小車田では施設園芸でイチゴの生産が行われております。町の特産である梅栽培もこちらの地域でされてございます。

続きまして3. 下佐分利地域、神崎・広岡・万願寺です。こちらは、面積74.77ヘクタール。神崎・広岡・万願寺地区は認定農業者の法人が担い手となっております、集積・集約が進んでいる状況です。

4. 本郷西地域、こちらは父子・野尻・芝崎・山田となっております、農地面積につきましては137.9ヘクタール。地域内の認定農業者が6名おられまして、個人農家は他の地域に比べ多い状況となっております。

5. 本郷東地域、こちらは岡田・本郷・尾内を範囲としまして、面積157.1ヘクタール。地域内の認定農業者は1名1法人となっております。また、地域外の認定農業者さんが6名おられることとなっております。

6. 小堀地域、こちらは小堀区のみとなっております、面積は14.8ヘクタール。地域内には認定農業者はおられません。個人農家が耕作を行っている状況です。

7. 長井地域、こちら長井区ですが、28.8ヘクタール。地域内の認定農業者が1名と中心経営体2名がおられます。

8. 犬見区になりますが、面積が12.4ヘクタール。地域内の認定農業者は1法人で、主にブドウを生産されておられます。また、梅生産の一団が形成されています。

9. 大島地域、西村・河村・日角浜・畑村・脇今安・宮留となっております。面積は54.8ヘクタール。河村・日角浜・宮留区は認定農業者の法人が担い手としておられます。

10. 名田庄西部地域、こちらは納田終・奥坂本・口坂本となっております、面積が37.6ヘクタール。坂本区は口坂本を中心に集落営農組織、また、納田終区には中心経営体が1名おられます。こちらは令和4年度から令和6年度にかけて、農地等高度使用促進事業により、用排水路の更新、区画整理等が行われました。

11. 名田庄中部地域、こちらは井上・西谷・中・下・

小倉・堂本・槇谷となっております。面積が85.1ヘクタール。地域内の認定農業者は2法人1名となっております。地域の特産野菜で青ネギの生産が行われております。集積率はほぼ100%でございます。令和6年度から令和11年度にかけて、県営経営体育成基盤整備事業により、区画整備、暗渠排水等の整備が計画されております。

最後になりますが、12.名田庄東部地域、こちらは久坂・三重・挙野・小倉畑・虫鹿野で、面積が39.4ヘクタール。地域内の認定農業者は2名おられます。園芸、生産に取り組まれている農家がおられるということとなっております。

概要につきましては、以上となります。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾会長 合計するとどれだけの面積になるのか。

次長 874.3ヘクタールです。

岩崎委員 地図の「その他農業者1.2.3」の意味は。

次長 長 まず、「その他農業者1」の色が入っている箇所は、将来において後継者がおられるというアンケート調査で回答があった方を色付けさせていただいております。

「その他農業者2」は網掛けになっていますが、将来的に後継者がいない、今後どうなるかわからないというような回答があった箇所です。

「その他農業者3」につきましては、現在、耕作されていない箇所が白抜きになっております。

松井委員 大項目1の(1)の「⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計」がほとんど0ヘクタールになっているが説明をお願いします。

木村書記 こちらはアンケートを実施させていただいて、規模拡大の余地があるよという方もおられますが、どれだけ規模拡大するかという具体的ところがアンケート調査で聞き取

りしなかったものですから、今回0で上げさせていただいています。今後、引き受ける余地がある場合は、数字を変更させていただきたいと思います。

松井委員 それともう1つ、毎年見直すということですが、どの辺まで見直していくのか。全部なのかアンケートし直して見直すのか、都度申請や変更があった時点で、変更は加えられるという認識ですか。

次 長 今後、大きな異動があった場合には、都度見直しをかけることになっていきますが、アンケート調査などは概ね2・3年に1回実施させていただくというようなことを考えております。毎年、営農計画書を提出されると思いますが、それらも確認し必要に応じて修正をかけていく予定です。

松井委員 結局、今回これを作られるのに相当、苦勞されたと思いますが、毎年やってたら他の業務もできなくて、結構負担が大きくなられたと思います。もっと簡素化したやり方を探った方が良いのではないかと。

古池委員 10年間の地域計画の中で、転用申請があった場合など、農業委員会で審議することになるが支障は出ないのか。どのような関係性で地域に落としていくのか。

次 長 この目標地図の色が変わる場合については、農業委員会の役割になってきます。転用や新たな担い手さんが出てこられた場合については、その都度、農業委員会で諮るということになるかと思えます。

木村書記 農地転用につきましては、これまでの流れで言うと、事前に相談を受付けまして、そのあとに申請を受付け、農業委員会に諮ったうえで農地転用という流れかと思えます。
今後、地域計画が策定された区域内で同じようなことが起こった場合は、2工程ほど増えまして、事前相談があった後に、この地域計画変更のための協議の場の実施となります。その後に意見聴取、縦覧、変更が完了したのち、農業委員会における農地転用の受付という流れになりまして、この地域計画ができたことで、2工程増える形になるということでございます。

松井委員 やっぱり大変になるんですね。全国統一の取り決めなのか。

次 長 はい、法律で決められております。

細川委員 おおい町の独自ルールはないのか。

次 長 基本的な部分はいえられないと思いますが、区域の設定などはおおい町で決められます。

岩崎委員 協議とか意見聴取は誰がするのか。

次 長 協議の場の設定というのは、町と地域の方と農業委員さんも参加していただいて、これまでと同じ流れになります。

早川委員 定期的にするのか、この時期にするとか変更があった場合にするのか。

次 長 目標地図の変更箇所については、その都度、変更のあった地区について協議の場を開催することになっております。協議の場の開催というのは、必須項目ですので町独自の判断で設けないということとはできないことになります。

松井委員 協議の場の方法については詳しく決められていないのか。

次 長 協議の場の方法は、詳しく決められていません。前回の協議の場については、農業を担っている方、農家組合長さん、土地改良区の役員さんについては個別で通知をさせていただきましたが、集まりも悪かったかなと思います。今後は、もう少し人が集まる工夫をしなければいけないなど考えております。その地域の現状を見て、協議の場の開催方法を町の判断で変えられるかと思っております。

古池委員 1年ずつ見直しするとした場合、地域ごとに集まって話し合いをするのか。

次 長 地域ごとに変動の仕方はばらつきがあると思います。大きな変動がなければ、あえて見直しをする必要はないかと

思います。

古池委員 　　例えば畔をとるので直してほしいとか、土地改良に持ち込みたいなどの動きが地区であがってきたら、農業委員としてどのような動きをしたらよいのか。

次　　長　　これまで通り、町に要望書を出していただき、どのような事業が可能かどうか検討することになります。

岩崎委員　　令和7年3月に完成ということで、ホームページで公表されるとあるが、この資料すべて公表されるのか。

木村書記　　個人が特定できないような形で、ホームページにアップさせていただく予定としております。

岩崎委員　　地図の色塗りはA B C Dで表示されるのか。

木村書記　　はい、その通りです。

古池委員　　この資料は他の人には配布されないのか。

木村書記　　今回、農業委員会に意見照会をさせていただきましたが、あとこの他に農協、中間管理機構、大飯・名田庄地域の土地改良区に同じように意見照会させていただいて、その意見を反映させた形で最終的に確定していくという形です。

松井委員　　大項目5の「農業支援サービス事業体一覧」ですが、作業請負がある場合はこちらに記載されないのか。

木村書記　　ご指摘がありました箇所につきましては、受託する作業内容を記載することとなっておりますので、〇〇〇〇のみに限らず、作業受委託やっているよというところがありましたら教えていただけたらと思います。

議　　長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議　　長　　ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござ

いませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、日程3 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に関する意見等については、特に意見なしとしておおい町長に回答するものと決定いたします。

[日程 4]

議長　　日程4 議案第7号 令和6年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長　　はい、議長
このおおい町農業委員会だよりは例年3月に農業委員会から発行している冊子でございます。今年度も来月中に発行し、区長文書で全戸配布する予定です。
昨年10月の農政、農振、改良専門委員会において掲載内容を決定し、この農業委員会前に開催した、さきほどの専門委員会にて原稿を最終確認したものでございます。
専門委員会にて審議されました掲載記事の内容等は書記に説明させます。

中塚書記　　はい、議長。
本日お配りしました資料をご覧ください。
参考に昨年発行の農業委員会だよりを配布させていただいております。今年度も全ページカラーでページ数も変わらず表紙と裏表紙合わせて8ページでございます。
内容につきましては、10月の農政、農振、改良専門委員会において決めていただきました。
まず、1ページの表紙は4ページと5ページに掲載の町内の植物工場の紹介に関連する写真になっております。
次に、2ページは昨年度のおおい町農業委員会だよりに掲載した分と同じ内容で、転用等に関する記事となっております。
3ページについては、地域計画に関する記事を掲載しています。
次の4ページと5ページは、特集として町内の〇〇〇〇

